

○ 新規創業者等の特例（前年の売上が存在しない者の特例）

前年の売上が存在しない者においては、比較月の直近までのいずれか一月の売上、若しくは、いずれかの連続する3か月の売上の合計を算定に用いることができます。（どちらを用いても構いません）

※ 一月の売上を対象期間の売上と比較する際には、一月の売上を前年同期の売上とみなして、算定を行います。

■R2.4月に開業した者の例①→R2.5月の売上を前年の同期売上とみなし、今期11月～1月と比較

前年同期			今期		減少率	要件
R2	5月	300,000	R2	11月	16.7%	
R2	5月	300,000	R2	12月	60.0%	○
R2	5月	300,000	R3	1月	40.0%	
合計			合計	550,000	38.9%	

■R2.4月に開業した者の例②→7月～9月を前年の同期売上とみなし、今期11月～1月と比較

前年同期			今期		減少率	要件
R2	7月	320,000	R2	11月	21.9%	
R2	8月	280,000	R2	12月	32.1%	
R2	9月	340,000	R3	1月	47.1%	
合計			合計	620,000	34.0%	○

■R3.1月に開業した者の例→R3.1月の売上を前年同期の売上とみなし、今期2月・3月と比較

前年同期			今期		減少率	要件
R3	1月	300,000	R3	2月	50.0%	○
R3	1月	300,000	R3	3月	33.3%	
合計			合計	350,000		

※ 対象期間内の比較可能な月数に応じて売上減少額を算定します。（R3.2月創業の場合は一月分）

・原則、創業日は、以下で判断します（商号や屋号の変更、店舗の移転等は、創業に該当しません）

法人…「履歴事項全部証明書」の会社設立の年月日

個人…「開業届」に記載されている開業日（×税務印の受領日ではありません）

※ 開業届を提出していない場合は、税務署に開業届を提出してから申請してください。

※ 前年の売上が存在しない者であって、創業日の取扱いに不都合がある場合には、個別に相談してください。

●新規創業者の特例対象・非対象の判断 【一度、商工会・商工会議所にご相談ください。】

①～R1.11.1までに新規創業した者→ ×特例対象外（通常と比較が可能）

②R1.11.2～R1.12.1の間に新規創業した者→ ×特例対象外（12月～3月の比較が可能）

③R1.12.2～R2.1.1の間に新規創業した者→ ×特例対象外（1月～3月の比較が可能）

④R2.1.2以降に新規創業した者

→ 創業から今期の売上比較月の前月までの間の「いずれか一月の売上」 または
創業から今期の売上比較月の前月までの間の「いずれか連続する3か月売上」
を前年同期の売上として比較することができる

(例) 新規創業者等の特例（前年度同期間の売上が存在しない場合）

○ 前年の売上げが存在しない者においては、比較月の直近までのいずれか一月の売上げ若しくはいずれかの連続する3か月の売上げの合計を算定に用いることができます。

※ 一月の売上を対象期間の売上と比較する際には、一月の売上を3倍し、算定を行います。

例1：R2.9月に1店舗開業した事業者が12月～2月の対象期間と直近までの9月～11月を比較する場合

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
万円						30	35	40	25	15	20	

105万円（9月～11月売上計）－ 60万円（12月～2月売上計）＝45万円

売上減少額（45万円）＞ 申請限度額（40万円）のため、支援金額は40万円となります。

例2：R2.11月に1店舗開業した事業者が、12月～2月と11月を比較する場合

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
万円								30	25	15	20	

90万円（11月売上×3）－ 60万円（12月～2月売上計）＝30万円

売上減少額（30万円）＜ 申請限度額（40万円）のため、支援金額は30万円となります。

例3：R3.1月に1店舗開業した事業者が、2月～3月と1月を比較する場合

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
万円										30	15	20

60万円（1月売上×2）－ 35万円（2月～3月売上計）＝25万円

売上減少額（25万円）＜ 申請限度額（40万円）のため、支援金額は25万円となります。

※ 対象期間内の比較可能な月数に応じて売上減少額を算定します。（R3.2月創業の場合は一月分）